

I 男女共同参画社会の実現をめざす教育の必要性とその背景

1 教育を取り巻く現状

女性の地位向上は、世界各国に共通した課題となっています。国際連合を中心とした世界的な動向をみると、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定め、これに続く昭和51年(1976年)から昭和60年(1985年)までの10年間を「国際婦人の10年」として位置づけ、女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に奨励されました。また、昭和54年(1979年)に「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」〔(昭和56年(1981年)発効、昭和60年(1985年)日本批准)〕、平成5年(1993年)には「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されたほか、平成7年(1995年)に第4回世界女性会議(北京会議)が開催され、さまざまな取組が世界的な規模で行われました。さらに、平成17年(2005年)には第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」)が開催され、男女共同参画の推進に向けて一層の取組を国際社会に求めました。

日本においては、日本国憲法で、法の下での平等として「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。」(第14条)、個人の尊厳と両性の本質的平等として「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻(中略)に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。」(第24条)と明記し、それに基づき、男女共同参画社会を構築するための取組が進められてきました。

また、平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成9年(1997年)と平成18年(2006年)の2度にわたって「男女雇用機会均等法」が改正されるなど、男女共同参画に関する法律も整備されました。

現在では、世界的な動向と軌を一にしながら、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目標に、さまざまな取組が内閣府を中心に展開されています。平成8年(1996年)に策定された「男女共同参画2000年プラン」に続き、平成12年(2000年)には「男女共同参画基本計画」、平成17年(2005年)には「男女共同参画基本計画(第2次)」(以下「基本計画」という。)が策定されました。その中で重点的に取り組むべき事項として、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」「女性のチャレンジ支援」「男女雇用機会均等の推進」「男女平等を推進する教育・学習の充実」等が盛り込まれています。平成18年(2006年)12月には教育基本法が改正され、「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、(中略)主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」(第2条)と明記されました。

兵庫県では、平成2年(1990年)に「新ひょうごの女性しあわせプラン」、平成8年(1996年)に「新ひょうごの女性しあわせプラン後期実施計画」を策定し、それに基づき施策を展開してきました。そして、平成13年(2001年)に法定計画として「兵庫県男女共同参画計画ーひょうご男女共同参画プラン21ー」、平成18年(2006年)に「ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画」(以下「後期実施計画」という。)を策定し、「男女の人権の尊重」「あらゆる分野への男女の共同参加・参画」「参画と協働による成熟した市民社会の構築」を基本理念に、総合的かつ計画的な取組を進めています。

しかし、社会制度や慣行の中には、男女共同参画について固定的な意識が数多く残されており、男女いずれもが、進学や職業の選択などの生き方を考えるにあたって、社会制度や慣行が結果的に男女に平等に働くように見直していくことが求められています。また、政策・方針決定過程への女性の参画状況は、平成18年(2006年)国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書」(表1)によると、男女共同参画の国際的な指標の一つであるジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)からみても日本は極めて不十分です。具体的には、人間開発指数(HDI)の順位に比べるとジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)値は低くなっており、女性が政治及び経済活動に参画できる機会は十分でないと言えます。

一方、男性もまた、「男はこうあるべきだ」といった固定的な役割分担を前提とした社会的規範等に縛られ、女性と同様にその生き方を狭められているとも言えます。このような状況から、男女共同参画社会の実現をめざすためには、より一層の総合的かつ計画的な取組が必要です。

■ 表1 人間開発指数(HDI)とジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)の国際比較

順位	国名	HDI値	順位	国名	GEM値
1	ノルウェー	0.965	1	ノルウェー	0.932
2	アイスランド	0.960	2	スウェーデン	0.883
3	オーストラリア	0.957	3	アイスランド	0.866
4	アイルランド	0.956	4	デンマーク	0.861
5	スウェーデン	0.951	5	ベルギー	0.855
6	カナダ	0.950	6	フィンランド	0.853
7	日本	0.949	7	オランダ	0.844
8	米国	0.948	8	オーストラリア	0.833
9	スイス	0.947	9	ドイツ	0.816
10	オランダ	0.947	10	オーストリア	0.815
11	フィンランド	0.947	11	カナダ	0.810
12	ルクセンブルク	0.945	12	米国	0.808
13	ベルギー	0.945	13	ニュージーランド	0.797
14	オーストリア	0.944	14	スイス	0.797
15	デンマーク	0.943	15	スペイン	0.776
:			:		
:			42	日本	0.557
:			:		

資料:国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書」平成18年(2006年)

● 人間開発指数(HDI)【Human Development Index】

「長寿を全うできる健康的な生活」「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数である。具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、調整済み一人当たり国民所得を用いて算出している。

● ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)【Gender Empowerment Measure】

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測る指数である。HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは能力を活用する機会に焦点を当てている。具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出している。

県教育委員会においては、国の「基本計画」や県の「後期実施計画」のもと、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めてきました。その一環として、平成14年(2002年)に、学校教育における教師用指導資料として「男女共同参画社会をめざす学校教育の実践に向けて」を作成し、指導の充実を図ってきました。そして、社会の変化や国の動向を踏まえ、男女共同参画社会の実現をめざす教育の一層の充実に向けて、「男女共同参画社会をめざす学校教育の実践に向けて」の改訂を行いました。

2 教育の目標

平成17年(2005年)に策定された「男女共同参画基本計画(第2次)」では、男女共同参画を推進する教育の目標として「学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じ、もって男女共同参画社会の形成を促進する。」と明記されています。

そこで、この基本計画を踏まえ、「個人の尊重」「男女の平等」「男女の相互理解と協働」を基本的視点とし、人権尊重を基盤に、教育活動全体を通じて男女共同参画社会の実現をめざす教育を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

また、教育関係者自身がこの教育の重要性を認識し、人を性別にかかわらず個人として尊重し、社会の対等な構成員としての関係を重んじ、その個性や能力を伸ばし、自立心を育てるという意識をもってこの教育を推進することが肝要です。